

監査請求に関する決議案

地方自治法第98条第2項の規定により、次のとおり監査委員に対し監査を求める、その結果の報告を請求するものとする。

記

1. 監査を求める事項

1. ラグナ州・ファミー市と京都府大山崎町の姉妹都市提携にかかる覚書の締結に関する経緯・過程の全てを明らかにすること
2. 経費の全てを明らかにすること
3. 事前調査の内容
4. 仲介人の氏名（国内・国外）
5. 交渉時の通訳の有無と係る経費（WEB・来日時とも）
6. 同上の大山崎町側の同席者と役割

2. 監査結果の報告期限

令和5年11月22日（監査委員への請求の2ヶ月後）

3. 監査請求の理由

町長は、ラグナ州・ファミー市と京都府大山崎町の姉妹都市提携にかかる覚書を締結されたが、議会の同意を得ていない。併せて、委員会等での質疑において、不透明な答弁を繰り返した行為は、議会無視と言わざるを得ない。

また、相手方と十分に意思確認がなされていない状況下で、今回の早急過ぎるとも言える締結は、国際問題に発展する恐れがある。

したがって、議会は、締結に至るまでの間の不透明な協議内容、経過等を明らかにする必要がある。